

群馬県適正化通信 NO.58

適正化実施機関からの悪質性の高い営業所に係る

国への速報等の設定について

国土交通省においては、トラック産業に係る適切な経済的・社会的環境を創出することを目的に、「トラック産業の将来ビジョンに関する検討会」を設け検討を進めております。

昨年12月の検討会において、トラック産業に係る安全対策の徹底、市場構造の健全化等に向けて、「5両未満の保有車両で事業を運営する者への運行管理者選任の義務付け」（適正化通信No.57参照）及び「適正化事業実施機関の事業者への指導業務の実効性の確保」（群馬県トラック広報No.240（5月号）参照）等の必要性が提言されたことを受け、この度、省令改正及び通達の発出が行なわれました。

今回は、「適正化事業実施機関の事業者への指導業務の実効性の確保」について、あらためて内容を掲載しますので十分理解をしていただき、巡回指導実施後等に運輸支局等に報告をされる事案とならぬよう、法令を遵守し輸送の安全確保に心掛けて下さい。

1. 概要

貨物自動車運送事業法に基づく適正化事業実施機関（都道府県トラック協会）が行うトラック事業者に対する巡回指導において、事業者の改善の徹底を図り、指導業務の実効性を確保するため、平成25年10月1日からは、点呼を全く実施していない、運行管理者が全く存在していないなどの重大・悪質な法令違反状態を適正化指導員が確認した場合には、運輸支局に速報するよう、適正化事業実施機関に対し通達が発出されました。

2. スケジュール

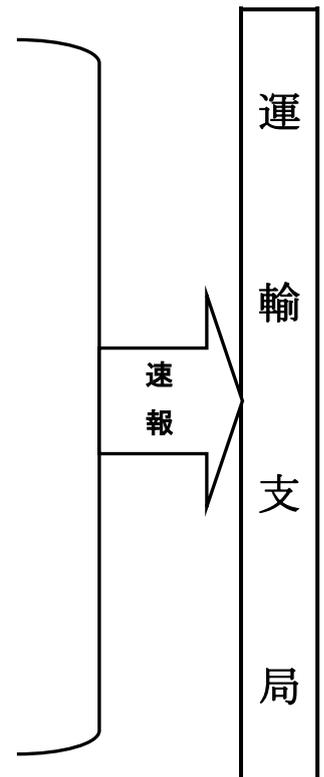
公布：平成25年 3月29日

施行：平成25年10月 1日

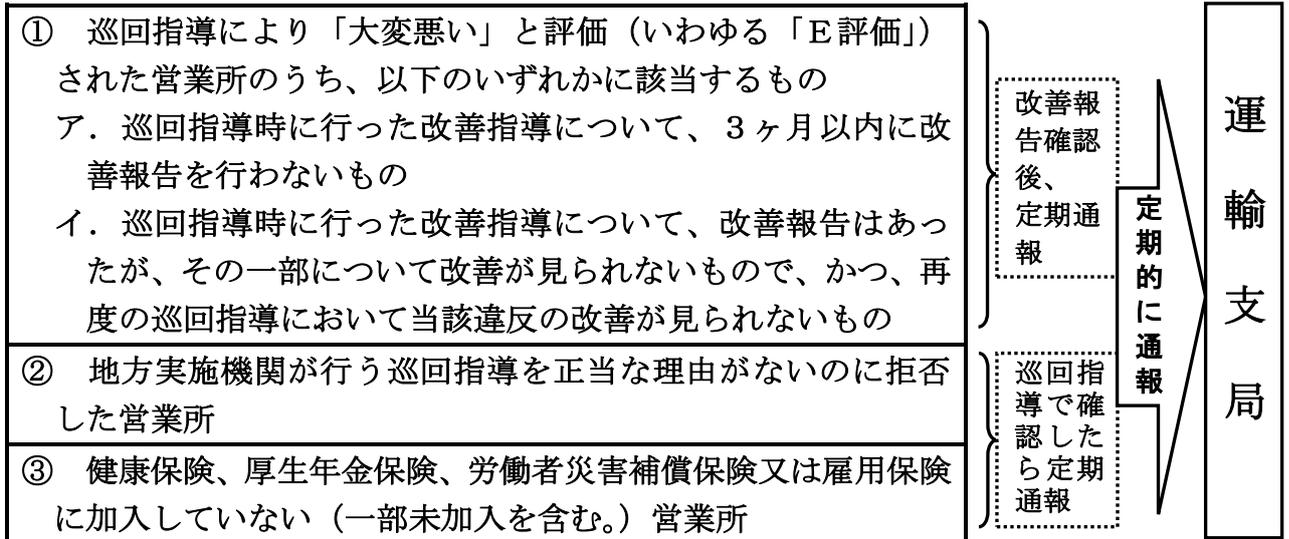
3. 報告等対象営業所

(1) 速報事案

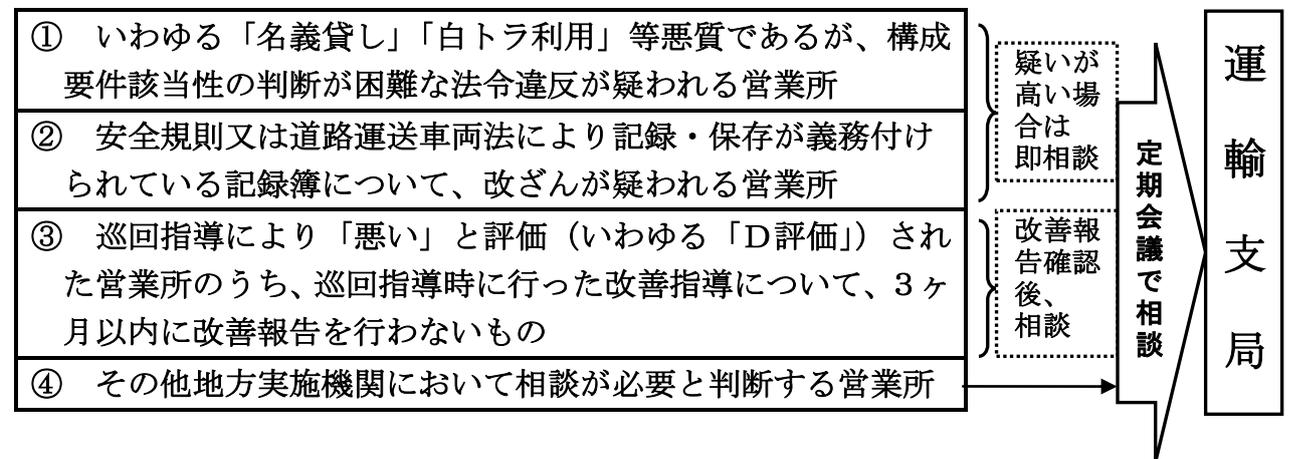
① 点呼を全く実施していないと疑われる営業所 ア. 点呼の実施記録が全く保存されていない イ. 点呼の実施記録に係る帳簿は保存されているが、当該帳簿に点呼の実施記録が全く記載されていない
② 運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所 ア. 選任されている運行管理者が全くいない イ. 選任されている整備管理者が全くいない ※それぞれの資格者がいても、法令に基づく届出がされていない場合は、速報の対象となります。
③ 定期点検を全く実施していないと疑われる営業所 定期点検には、いわゆる「3月点検」のみならず、「12月点検」も含まれる。 ア. 定期点検に係る点検整備記録簿が全く保存されていない イ. 定期点検に係る点検整備記録は保存されているが、当該点検記録簿に点検整備の実施記録が全く記載されていない



(2) 定期通報事案



(3) 相談事案



4. 報告の時期

(1) 速報事案

巡回指導日から1週間以内を目処に報告する。

(2) 定期通報事案

一月ごとにとりまとめ、翌月の定例会議に報告する。

(3) 相談事案

一月ごとにとりまとめ、翌月の定例会議に相談する。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821